

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第7部門第2区分

【発行日】平成17年5月26日(2005.5.26)

【公開番号】特開2003-347781(P2003-347781A)

【公開日】平成15年12月5日(2003.12.5)

【出願番号】特願2002-150146(P2002-150146)

【国際特許分類第7版】

H 05 K 7/20

G 06 F 1/20

【F I】

H 05 K 7/20 V

G 06 F 1/00 3 6 0 C

G 06 F 1/00 3 6 0 B

【手続補正書】

【提出日】平成16年7月23日(2004.7.23)

【手続補正1】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】特許請求の範囲

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

一端側に空気が流入する吸気面と、他端側に空気が排出される排気面とを有する、電子機器を収納するための複数のボックスと、

前記ボックスを重ねて収容するとともに、前記吸気面に相対する側面が通気可能で、該側面に垂直な底面が略気密である筐体と、

前記筐体の前記底面に相対する通気可能な天井側に配設されており、前記ボックスの前記吸気面と前記排気面と前記筐体の内部の通風経路とを通じて該筐体の外部へと空気を流す排気ファンと、

を備えてなる電子機器の冷却構造であつて、

通気孔を有することで風量を調節する抵抗体が、前記ボックスの前記排気面に配設され、該抵抗体の前記排気ファンからの距離が短くなるほど、該抵抗体の前記通気孔の総面積が小さくなることを特徴とする電子機器の冷却構造。

【請求項2】

前記抵抗体において、前記通気孔は微小かつ多数形成されてなることを特徴とする請求項1に記載の電子機器の冷却構造。

【請求項3】

前記排気ファンから最も距離の長い前記ボックスには抵抗体が配設されていないことを特徴とする請求項1に記載の電子機器の冷却構造。

【請求項4】

前記抵抗体は、前記ボックス毎の前記排気面に配設されてなることを特徴とする請求項1に記載の電子機器の冷却構造。

【請求項5】

前記抵抗体は、前記ボックスの内部における前記排気面に配設されてなることを特徴とする請求項1に記載の電子機器の冷却構造。

【請求項6】

一端側に空気が流入する吸気面と、他端側に空気が排出される排気面である多角形の通気窓を有するプラッタと、を有し、複数の磁気ディスク装置を収納するための複数のボッ

クスと、

二個の前記ボックスがプラッタを相対して間隙を保って配置されて形成されるユニットを重ねて収容するとともに、前記吸気面に相対する側面が通気可能で、該側面に垂直な底面が略気密である筐体と、

前記筐体の前記底面に相対する通気可能な天井側に配設されており、前記ボックスの前記吸気面と、前記通気窓と、前記筐体の内部の通風経路とを通って該筐体の外部へと空気を流す排気ファンと、

を備えてなるディスクアレイ装置であって、

微小かつ多数形成されてなる通気孔を有することで風量を調節する風量抵抗板が、前記各ボックスの前記プラッタの前記通風経路側に配設され、該風量抵抗板の前記排気ファンからの距離が短くなるほど、該風量抵抗板の前記通気孔の総面積が小さくしてなることを特徴とするディスクアレイ装置。